

消費者啓発参考情報「くらしの110番」トラブル情報
製品トラブル ～電気ストーブ類使用中による火災に注意～

【事例1】

電気ストーブを使用中に、部屋を出た。戻ってくると電気ストーブが倒れて絨毯やフローリングが焦げていた。対象の電気ストーブは、転倒すると電源が切れる装置が内蔵されていたが、倒れたときに電源は切れていなかった。

【事例2】

電気ストーブの電源コードをコンセントに差し込んだところ、発火し、電源コードが焼ききれた。発火にすぐ気付いたため消火できたが、そばに置いてあった羽毛掛布団が焦げて10センチ四方の穴が開いてしまった。

【事例3】

リコール対象製品の電気ストーブを使用していたところ、ストーブから発火した。火の回りが早く自宅が全焼した。

電気ストーブ類の事故は寒くなるこれからの時期に急増します。電気ストーブには裸火がないため火災は発生しにくいだろうという油断や誤解があり、使用中にその場を離れたり、ストーブ付近にある燃えやすいものが接触していたりして火災が発生しています。電気ストーブを使用する際は、以下の点に注意しましょう。

※電気ストーブ類とは、電気ストーブ、カーボンヒーター、ハロゲンヒーター、温風機を含みます。

【消費者へのアドバイス】

1. 寝るときやその場を離れるときは、必ずスイッチを切るようにしましょう。使用しないときは電源プラグをコンセントから抜いておくことも予防につながります。
2. 電気ストーブには、使用中に転倒すると電源が切れる転倒スイッチがついているものがありますが、ストーブの周囲に物があるとうまく転倒スイッチが作動しないこともあります。また、ストーブの転倒により周囲の物が壊れることや、ぶつかって人がけがをする恐れもあります。転倒スイッチがあるとはいえ過信せず、転倒による火災には十分注意しましょう。
3. 電気ストーブの近くに布団・衣類や雑誌など燃えやすい物があると接触して出火する危険があります。ストーブの回りには物を置かないようにしましょう。
4. リコール対象製品を使い続けることは危険です。ご使用中の電気ストーブがリコール対象製品かどうかは、消費者庁「リコール情報サイト」から調べることができます。もしリコール対象製品であった場合や疑わしい場合は、その使用を直ちにやめ、リコール情報に記載してある事業者連絡先に連絡し、必要な対応を取るようしてください。

困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費生活センターへのお電話は、消費者ホットライン「188」へお掛けください。

(くらしの110番 2020年10月)

困ったときは、まずご相談ください！

<三芳町消費生活センター>

月・火・木・金曜日（電話・来所） 午前10時～午後12時、午後1時～午後4時

※上記曜日以外 行政職員対応

電話番号：049-258-0019（内線292）